



2022年4月20日

各 位

会 社 名 I N C L U S I V E 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 田 誠
(コード番号：7078 グロース市場)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 C F O 本 間 紀 章
(TEL 03-6427-2020)

第三者割当による行使価額修正条項付第11回新株予約権及び 無担保社債（私募債）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において決議いたしました、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による行使価額修正条項付第11回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第4回無担保社債（私募債（以下「本社債」といいます。))の発行に関しまして、本日、本新株予約権の発行価額の総額（8,790,000円）及び本社債の発行価額の総額（750,000,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権及び本社債の発行に関する詳細につきましては、2022年3月31日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第9回及び第10回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び、2022年4月4日（以下「条件決定日」といいます。）付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第11回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2022年4月20日
(2) 発行新株予約権数	15,000個
(3) 発行価額	総額8,790,000円（本新株予約権1個あたり586円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,500,000株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権の下限行使価額（下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条項」において定義します。）は595円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数の合計は1,500,000株です。
(5) 調達資金の額	1,611,290,000円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額 の修正条項	当初行使価額は1,071円です。（条件決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%） 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。以下「修正日」といいます。）以降、各修正日の直前取引日（以下に定義します。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。 上記の計算による修正後の行使価額が595円（以下「下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」

	にあたらぬものとしす。 また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	マコーリー・バンク・リミテッドに対して、第三者割当の方法によって行います。
(8) 新株予約権の行使期間	2022年4月21日から2024年4月22日まで
(9) その他	当社が割当先との間で本日付で締結した本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額（4,000,000円）を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、当該調達資金の額は減少します。

2. 本社債の概要

(1) 名 称	INCLUSIVE 株式会社第4回無担保社債
(2) 社 債 の 総 額	金 750,000,000 円
(3) 各 社 債 の 金 額	金 15,625,000 円
(4) 払 込 期 日	2022年4月20日
(5) 償 還 期 日	2024年4月22日
(6) 利 率	年率 0.0%
(7) 発 行 価 額	額面 100 円につき金 100 円
(8) 償 還 価 額	額面 100 円につき金 100 円
(9) 償 還 方 法	<p>① 満期一括償還</p> <p>② 本社債権者は、本社債発行日より9ヶ月間は、当社に対する遅くとも5日前までの事前通知をもって、かかる通知に定められている各週の最終営業日を期限前償還日として、償還金額の累計額が本新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権の行使（但し、第9回新株予約権及び第10回新株予約権については条件決定日以降の行使に限る。）により本社債権者が本社債発行日以降に払い込んだ金額の累計額を超えない範囲で、本社債の全部又は一部の期限前償還を求めるとされております。その結果、本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、優先的に本社債の償還に用いられる見込みです。</p> <p>③ 本社債発行日より9ヶ月を経過後は、本社債権者は、償還金額の上限なく、本社債の全部又は一部の期限前償還を求めるとされております。</p> <p>④ 当社は、本社債権者に対する遅くとも5営業日前までの通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。</p> <p>⑤ 本社債権者は、(i)発行会社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の負債の部に計上される金融関連債務（但し、当座貸越を含み、リース債務を除きます。）及び社債（但し、本社債を除きます。）の合計額が、発行日以降、22.5億円以上に</p>

		<p>増加した場合、(ii)発行会社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表に基づく各四半期毎の売上高が3億円以下となった場合、又は(iii)発行会社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の現金及び預金の合計額が8.5億円未満となった場合には、その後いつでも、遅くとも5営業日前までに通知することにより、額面100円につき金100円でその時点で残存する本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めるとされております。</p>
(10)	総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド